

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 2 月 6 日 (金) 第3082号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除 (3件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (5件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 5
- 農業振興地域の区域の変更 (農村振興課取扱い) 6
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 6
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 6
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 6
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 7
- 堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結 (河川課取扱い) 7
- 平成26年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 7

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 8
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 9
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (3件) (県立病院課取扱い) 12
- 一般競争入札公告 (4件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 15
- (県立始良病院取扱い) 18
- (県立薩南病院取扱い) 20
- (県立北薩病院取扱い) 23

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正 (3件) (選挙管理委員会取扱い) 26

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 27

## 県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 29

## 正 誤

- 鹿児島県公報第3071号の 6 (平成26年12月24日付け) の一部訂正 (※) (教職員課取扱い) 34

## 告 示

鹿児島県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
奄美市笠利町大字笠利字高城1267番1・1269番・1271番1・宇城泉川1302番1・1302番3  
（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南さつま市加世田高橋字岩崎針本3480番2, 3481番2, 3481番3, 3482番1, 3482番2, 3483番1, 3483番2, 3488番, 3489番2, 3490番, 3491番, 3498番3, 3498番4, 3499番2, 3500番4, 3501番2, 3502番2, 3507番, 3508番1, 3508番2, 3511番2, 3514番2, 3517番
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 鹿児島県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
肝属郡錦江町馬場字松崎1134番6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
曾於市大隅町中之内字木屋ヶ迫7369番2, 7370番1から7370番9まで, 7371番1, 7371番

- 3, 7371番4, 末吉町岩崎字狐ヶ迫段6595番1, 6595番2, 6596番, 6597番4, 財部町南俣字八ヶ代上9261番7, 9262番, 9265番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
曾於市大隅町岩川字茶園迫7985番2, 7985番3, 7985番9, 大隅町坂元字市後ヶ迫4308番14（次の図に示す部分に限る。）、大隅町月野字岩元5708番, 5714番, 5716番, 字川久保6792番1, 6806番, 6806番1, 6807番2, 大隅町中之内字谷ノ尻5493番1, 字地藏谷5641番4, 5642番5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
曾於市末吉町諏訪方字坂ノ上342番7, 344番2, 字光神山前ノ谷643番2, 646番4, 646番7, 末吉町南之郷字地藏免5527番3, 5527番4, 5527番6, 5527番8, 5527番9, 字フヅキ谷6414番7, 字秋月6539番1, 6539番6, 6539番9, 字水神ノ平6543番1から6543番3まで, 字鳶ノ巣8085番2, 8086番7（次の図に示す部分に限る。）、8086番9, 8086番10, 字大窪9845番5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第91号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市大隅町岩川字柿木ヶ渡2229番1、2229番2、2229番4、2229番6、2229番9、2229番10、2229番27から2229番29まで、大隅町大谷字里脇4611番1、4611番2、4614番2、大隅町坂元字木場迫1719番56、大隅町月野字牛掛頭3297番1から3297番3まで、大隅町恒吉字藤六2106番1、2106番2、大隅町中之内字大山657番2、659番3、字上島田6192番3、字下島田6197番4、6197番6、字牧内7817番14から7817番16まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第92号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市財部町北俣字湯田721番9、字木場ヶ谷4418番・字堂平6684番2・字三貫迫6780番1・6780番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6799番、6800番（次の図に示す部分に限る。）、6802番、字中馬場10871番

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第93号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
霧島記念病院	霧島市国分福島一丁目5-19
国分中央病院	霧島市国分中央一丁目25-70

2 認定の有効期限

平成30年2月12日

### 鹿児島県告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
さくらの杜薬局	霧島市牧園町高千穂3617番地131	平成27年2月1日	育成医療・更生医療

### 鹿児島県告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
みほし薬局	霧島市国分中央四丁目2634-1	平成27年2月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
大明丘薬局 鹿児島市大明丘二丁目22番27号	所在地	鹿児島市大明丘二丁目18番6号	鹿児島市大明丘二丁目22番27号	精神通院医療

鹿児島県告示第97号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、伊集院農業振興地域、日吉農業振興地域及び吹上農業振興地域の区域（昭和60年2月13日鹿児島県告示第255号による変更後の区域）並びに東市来農業振興地域の区域（昭和61年10月3日鹿児島県告示第1707号による変更後の区域）を日置農業振興地域の区域とし、次のとおり変更する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

日置農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課並びに日置市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第98号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1314号	平成27年1月26日	平成30年1月25日	魚廃物加工肥料	力土産	窒素全量 6.2 りん酸全量 4.5 加里全量 1.1	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

鹿児島県告示第99号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1261号	平成30年2月8日	化成肥料	シゼン有機入りMII	窒素全量 3.0 りん酸全量 6.0 内く溶性りん酸 3.5 加里全量 4.0 内く溶性加里 3.5 内水溶性加里 2.5 く溶性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社シゼン	曽於市財部町下財部1611番地2

鹿児島県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、両根占土地改良区の役員

の退任について次のとおり届出があった。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所

理事 平原 榮 肝属郡錦江町馬場2404番地

### 鹿児島県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笠野原土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

監事 西元 貞幸 鹿屋市川東町6711番地

(任期 平成27年 1 月16日から平成29年 2 月20日まで)

### 鹿児島県告示第102号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
一級河川 川内川水系 前川	左岸堤防	薩摩郡さつま町鶴田字前田892番1地先から同大字字菖蒲ヶ迫1123番2地先まで
		薩摩郡さつま町鶴田字水口1288番地先から1294番2地先まで

#### 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種 類 さつま町道

路線名 鶴田前川線

#### 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 さつま町

住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

代表者 さつま町長 日高政勝

#### 4 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

#### 5 管理の期間

平成27年 2 月 6 日から道路の存続する日まで

### 鹿児島県告示第103号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成26年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目  
自衛官候補生 (男子)
- 2 募集期間  
平成27年 2 月 6 日から同月20日まで
- 3 試験期日  
平成27年 2 月28日
- 4 応募年齢  
採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
  - (1) 位置  
霧島市国分福島二丁目 4 番14号
  - (2) 名称  
陸上自衛隊国分駐屯地
- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

---

**公 告**

---

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
志布志市志布志町安楽字高尾6142番23
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
鹿児島市鴨池新町 1 番 1 号  
株式会社九電工鹿児島支店  
上席執行役員支店長 城野正明

## 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
  - (1) 種類  
物品の購入 (紙・文房具・事務用機器類)
  - (2) 名称  
複写機用再生紙 (A 4 判)
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。



- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等
- 競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
平成27年2月6日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年2月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
複写機用再生紙（A4判） 9式（詳細は、入札説明書による。）
  - (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
入札説明書による。
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を平成27年3月13日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

平成27年2月6日から同月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A4判）1箱（2,500枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

- (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

- (4) 入札書の提出期限

平成27年3月23日午前9時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月23日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）大会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成27年3月13日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額に調達予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size,9sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

9:00 a.m. 23 March 2015

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826
- (3) 申請書類の受付期間  
平成27年2月6日から同年3月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者  
イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類  
県立薩南病院で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で

あること。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
    - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
    - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826
    - (3) 申請書類の受付期間  
平成27年2月6日から同年3月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
    - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者  
イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者
    - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
    - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。
  - 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は，鹿児島県公報により公告する。

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類  
県立北薩病院で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお，調達をする物品等の特質により，次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826
  - (3) 申請書類の受付期間  
平成27年2月6日から同年3月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者  
イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は，鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年2月6日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称  
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
  - (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 2,867,000キロワットアワー
  - (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (4) 需要場所  
入札説明書による。
  - (5) 供給期間

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は，年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし，入札書には，参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては，入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとし，割引率又は加算率があるときは，小数点以下4位未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。



- (4) 入札書の提出期限  
平成27年 3 月20日午後 5 時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成27年 3 月23日午後 2 時  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2 階）
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4 の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-44-3944

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electricity to be used in Kanoya Medical Center Citizens' Health Plaza
- (2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2015 through 31 March 2016
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 20 March 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
General Affairs Division  
Kanoya Medical Center Citizens' Health Plaza  
1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan  
TEL 0994-42-5101  
FAX 0994-44-3944

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年2月6日

県立始良病院長 山畑良蔵

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立始良病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,330,444キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又

は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。

(4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月23日午前10時

イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）

#### (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立始良病院経営課

(イ) 交付期限 平成27年3月16日午後5時

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### (2) 契約保証金

免除する。

### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
  - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格  
設定しない。
- 9 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
県立始良病院経営課  
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652  
電話番号 0995-65-3138  
ファックス番号 0995-65-8044
- 11 その他  
この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年2月6日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称  
県立薩南病院で使用する電気
  - (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,782,156キロワットアワー
  - (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (4) 需要場所  
入札説明書による。
  - (5) 供給期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
  - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年2月6日から同年3月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

県立薩南病院経営課  
南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年3月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月23日午前10時  
イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)と同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院経営課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

- (2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2015 through 31 March 2016
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 20 March 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Management Division  
Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital  
1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan  
TEL 0993-53-5300  
FAX 0993-53-6764

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年2月6日

県立北薩病院長 小寺 頭一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立北薩病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,546,416キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年2月6日から同年3月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

県立北薩病院経営課  
伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年3月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月23日午後2時  
イ 場所 県立北薩病院講堂（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。



ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院経営課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

#### 13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital  
(2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2015 through 31 March 2016  
(3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form  
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 20 March 2015  
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Management Division

Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital  
 502-4 Okuchimiyahito, Isa Ctiy, Kagoshima Prefecture 895-2526 Japan  
 TEL 0995-26-8511  
 FAX 0995-26-6783

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、鹿守会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成24年11月27日鹿児島県選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年2月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成23年分）〔資金管理団体〕の部政治団体の名称（鹿守会）のうち1中

「(1) 収入総額	1,552,696円	
ア 前年繰越額	12,696円	
イ 本年收入額	1,540,000円	を
(2) 支出総額	<u>1,551,033円</u>	
(3) 翌年への繰越額	<u>1,663円</u>	」

「(1) 収入総額	1,552,696円	
ア 前年繰越額	12,696円	
イ 本年收入額	1,540,000円	に,
(2) 支出総額	<u>1,476,033円</u>	
(3) 翌年への繰越額	<u>76,663円</u>	」

同政治団体の名称（鹿守会）のうち2中

「(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	982,838円	
(ア) 人件費	540,000円	
(イ) 光熱水費	77,548円	
(ウ) 備品・消耗品費	174,770円	
(エ) 事務所費	190,520円	
イ 政治活動費	<u>568,195円</u>	を
(ア) 組織活動費	379,995円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	<u>188,200円</u>	
a 機関紙誌の発行事業費	<u>38,200円</u>	
b 宣伝事業費	<u>150,000円</u>	
合計	<u>1,551,033円</u>	」

「(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	982,838円	
(ア) 人件費	540,000円	
(イ) 光熱水費	77,548円	
(ウ) 備品・消耗品費	174,770円	
(エ) 事務所費	190,520円	
イ 政治活動費	<u>493,195円</u>	に改め
(ア) 組織活動費	379,995円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	<u>113,200円</u>	
a 機関紙誌の発行事業費	<u>38,200円</u>	

b 宣伝事業費	75,000円
合計	<u>1,476,033円</u> 」

る。

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、鹿守会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成25年11月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成24年分）〔資金管理団体〕の部政治団体の名称（鹿守会）のうち1中

「(1) 収入総額	<u>1,501,663円</u>	
ア 前年繰越額	<u>1,663円</u>	
イ 本年収入額	1,500,000円	を
(2) 支出総額	1,088,251円	
(3) 翌年への繰越額	<u>413,412円</u> 」	
「(1) 収入総額	<u>1,576,663円</u>	
ア 前年繰越額	<u>76,663円</u>	
イ 本年収入額	1,500,000円	に改め
(2) 支出総額	1,088,251円	
(3) 翌年への繰越額	<u>488,412円</u> 」	

る。

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、鹿守会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成26年11月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のとおり訂正する。

平成27年 2 月 6 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成25年分）〔資金管理団体〕の部政治団体の名称（鹿守会）のうち1中

「(1) 収入総額	<u>1,913,412円</u>	
ア 前年繰越額	<u>413,412円</u>	
イ 本年収入額	1,500,000円	を
(2) 支出総額	1,800,097円	
(3) 翌年への繰越額	<u>113,315円</u> 」	
「(1) 収入総額	<u>1,988,412円</u>	
ア 前年繰越額	<u>488,412円</u>	
イ 本年収入額	1,500,000円	に改め
(2) 支出総額	1,800,097円	
(3) 翌年への繰越額	<u>188,315円</u> 」	

る。

### 公安委員会公告

警備業雑踏警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務2級検定を次のとおり実施する。

平成27年2月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分  
雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成27年5月9日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
  - (3) 受検定員  
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成27年3月10日（火）から同月20日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

## 6 検定手数料

13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。  
(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。  
(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話099-206-0110（内線3032・3033）

---

**県立病院局企業管理規程**

---

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月6日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第1号**

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2を次のように改める。

## 別表第1の2（第3条関係）

## 医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,600	182,900	231,400
2	157,000	185,000	233,200
3	158,500	187,100	235,000
4	159,900	189,200	236,800
5	161,300	191,300	238,400
6	162,800	193,600	239,900
7	164,300	195,900	241,400
8	165,800	198,200	242,800
9	167,100	200,600	244,100
10	168,800	202,000	245,500
11	170,400	203,400	246,800
12	172,000	204,800	248,200
13	173,500	206,200	249,500
14	175,500	207,700	250,800
15	177,500	209,200	252,100
16	179,500	210,500	253,400
17	181,700	211,900	254,400
18	183,800	213,400	255,800
19	185,900	214,900	257,100
20	188,000	216,400	258,400
21	190,100	217,800	259,500
22	192,300	219,500	260,900
23	194,500	221,200	262,300
24	196,700	222,900	263,700
25	198,800	224,300	265,100
26	200,100	226,000	266,700
27	201,400	227,700	268,200
28	202,700	229,400	269,800
29	203,900	231,200	271,400
30	205,100	232,700	273,000
31	206,400	234,200	274,600
32	207,600	235,600	276,200
33	208,900	237,000	277,800
34	210,200	238,400	279,300
35	211,500	239,800	280,800
36	212,800	241,200	282,200

37	214,200	242,500	283,800
38	215,600	243,800	285,200
39	217,000	245,100	286,700
40	218,400	246,400	288,200
41	219,500	247,400	289,800
42	220,900	248,700	291,400
43	222,300	249,900	293,000
44	223,700	251,200	294,600
45	225,100	252,300	296,000
46	226,600	253,700	297,500
47	228,100	255,100	299,000
48	229,500	256,500	300,500
49	230,700	257,700	301,800
50	232,100	259,200	303,200
51	233,500	260,600	304,600
52	234,900	262,000	306,000
53	236,200	263,500	307,500
54	237,500	265,100	308,900
55	238,800	266,700	310,300
56	240,100	268,200	311,700
57	241,300	269,800	312,800
58	242,600	271,400	314,100
59	243,800	273,000	315,400
60	245,100	274,600	316,800
61	246,200	276,100	318,000
62	247,500	277,600	319,300
63	248,800	279,100	320,600
64	250,100	280,600	321,900
65	251,100	282,200	323,200
66	252,400	283,700	324,500
67	253,800	285,200	325,800
68	255,200	286,700	327,100
69	256,300	288,000	327,900
70	257,600	289,500	329,000
71	258,900	291,000	330,100
72	260,200	292,500	331,000
73	261,600	293,700	332,300
74	262,900	295,100	333,000
75	264,200	296,500	334,200
76	265,500	297,900	335,400

77	266,500	299,400	336,500
78	267,700	300,700	337,700
79	269,000	302,000	338,900
80	270,300	303,300	340,100
81	271,400	304,100	341,200
82	272,500	305,300	342,300
83	273,600	306,500	343,400
84	274,700	307,800	344,500
85	275,600	308,900	345,400
86	276,600	310,100	346,400
87	277,700	311,300	347,300
88	278,800	312,500	348,300
89	279,800	313,800	349,400
90	280,800	315,000	350,200
91	281,800	316,200	351,000
92	282,800	317,400	351,800
93	283,800	318,300	352,500
94	284,800	319,000	353,100
95	285,800	319,700	353,800
96	286,800	320,300	354,400
97	287,700	321,000	354,800
98	288,500	321,300	355,200
99	289,300	322,000	355,700
100	290,200	322,700	356,100
101	291,000	323,100	356,600
102	291,800	323,700	357,000
103	292,600	324,300	357,500
104	293,400	324,900	357,900
105	294,100	325,300	358,200
106	294,600	325,800	358,700
107	295,100	326,300	359,200
108	295,600	326,800	359,500
109	295,800	327,200	360,000
110	296,200	327,600	360,500
111	296,400	327,900	361,000
112	296,800	328,300	361,500
113	297,100	328,700	362,000
114	297,300	329,100	362,500
115	297,700	329,500	363,000
116	298,000	329,800	363,400



117	298,300	330,000	363,800
118	298,600	330,300	364,300
119	298,900	330,700	364,800
120	299,300	330,900	365,300
121	299,600	331,100	365,700
122	300,000	331,400	366,200
123	300,400	331,700	366,700
124	300,800	332,000	367,200
125	301,000	332,200	367,600
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	334,200	
133	303,500	334,500	
134	303,800	334,900	
135	304,200	335,300	
136	304,500	335,700	
137	304,700	336,000	
138	305,000	336,400	
139	305,400	336,800	
140	305,700	337,200	
141	305,900	337,500	
142	306,300	337,900	
143	306,700	338,300	
144	307,000	338,700	
145	307,100	339,000	
146	307,400	339,400	
147	307,700	339,800	
148	308,100	340,200	
149	308,300	340,500	
150	308,500	340,900	
151	308,800	341,300	
152	309,100	341,700	
153	309,500	342,000	
154	309,700		
155	309,900		
156	310,200		

157	310,600	
158	310,900	
159	311,200	
160	311,500	
161	311,900	
162	312,200	
163	312,500	
164	312,800	
165	313,200	
166	313,500	
167	313,800	
168	314,100	
169	314,500	

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。
- 3 平成26年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

## 正 誤

平成26年12月24日付け鹿児島県公報第3071号の 6 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から 8 行目	8,676円	11,000円」を「11,100円」に、「8,676円